

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和元年8月21日(水)
日本下水道事業団 契約職
東日本本部長 松浦 將行

1. 業務概要

- (1) 公示No. 東本実 01-067
- (2) 業務名 令和元年度湯沢町浅貝浄化センター実施設計業務委託
- (3) 業務内容 本業務は、浅貝浄化センター(終末処理場、全体計画日最大汚水量3,780m³/日、処理方式:オキシデーションディッチ法)に係る実施設計を行うものである。
【今回設計対象日最大汚水量 3,780m³/日】
(対象業務)
詳細設計(再構築) 一式
・ポンプ施設、水処理施設
・管理施設、自家発電施設に係る設備
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和2年2月19日(水)まで
- (5) 業務地名 新潟県南魚沼郡湯沢町地内
- (6) 必要職種 土木、機械、電気

2. 参加資格

技術提案書の提出者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

- (1) 建設コンサルタント等の選定等に関する達(平成6年達第8号。以下「達」という。)第2条第1号の規定に該当し、かつ、第2条の2の規定に該当しない者であること。
- (2) 日本下水道事業団における平成31・32年度建設コンサルタント業務等に係る一般競争(指名競争)参加資格(業種区分を建設コンサルタント業務とするものに限る。)の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続の開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、理事長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法(平成14年法律154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 参加表明書の提出期限の日から見積の時までの期間に日本下水道事業団から工事請負契約に係る指名停止等取扱要領について(昭和59年7月2日付経契発第13号)に基づく指名停止を「北陸区域」において受けていないこと。
参加表明書の提出期限の日から見積の時までの期間に湯沢町より指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 過去5年の間に、下水道事業における終末処理場(OD法及びPOD法に限る。)において、全体計画日最大汚水量が1.(3)に示す今回設計対象日最大汚水量の1/2以上である実施設計業務の実績を有すること。

競争参加者にこの業務実績がない場合においても、担当予定管理技術者が管理技術者としてこの業務実績を有する場合は、これらの業務実績を有する者とみなす。また、平成30年度に成績優良に関する事由に該当する者については「1/2以上である実施設計業務の実績」を「1/3以上である実施設計業務の実績」と読み替える優遇措置を行う。

- (6) 次の要件を満たす技術職員を保有する者であること。
 - ① 技術士(上下水道部門(選択科目を「下水道」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を「上下水道—下水道」とするものに限る。)以下同じ。)の資格を有する者を保有すること。
 - ② 必要職種ごとに、下水道事業における終末処理場又はポンプ場の実施設計業務について、7年以上の実務経験を有する技術者を保有し、かつ、過去3か年間に3ヶ所以上(日本下水道事業団に限らず、地方公共団体の業務を含む。)の実務経験(補助としての業務経験を除く。)を有する技術者を保有すること。
- (7) 次に掲げる技術職員を、当該業務に配置できること。ただし、照査技術者は管理技術者を、管理技術者は担当技術者を、担当技術者は照査技術者をそれぞれ兼ねることができない。
 - ① 管理技術者が、技術士の資格を有する者であり、かつ、過去5年間に管理技術者又は担当技術者として下水道事業における終末処理場(OD法及びPOD法に限る。)の実実施設計業務の実務経験を有すること。また、管理技術者が平成30年度に管理技術者又は担当技術者として従事し完了した業務のうち60点未満の業務がないこと。

- ② 担当技術者(今回対象業務の必要職種ごとに配置)が、以下のア)又はイ)のいずれかに該当する者であること。
ア)技術士の資格を有する者又は管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として3年以上の下水道事業若しくは農業集落排水等下水道類似施設における設計、調査(ただし、試験研究に関する調査を除く。)、耐震診断の業務に係る実務経験を有する者(建築の職種にあつては、一級建築士の資格を有する者であり、かつ技術士の資格を有する者又は管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として3年以上の下水道事業又は農業集落排水等下水道類似施設における設計、調査(ただし、試験研究に関する調査を除く。)、耐震診断の業務に係る実務経験を有する者)であること。
イ)別紙により担当技術者又は暫定担当技術者として配置することができることとされた者であること。
また、担当技術者が平成30年度に管理技術者又は担当技術者として従事し完了した業務のうち、成績評定点が60点未満の業務がないこと。

- ③ 照査技術者(今回対象業務の必要職種ごとに配置)が、技術士の資格を有する者又は管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として7年以上の下水道事業若しくは農業集落排水等下水道類似施設における設計、調査(ただし、試験研究に関する調査を除く。)、耐震診断の業務に係る実務経験を有する者(建築の職種にあつては、一級建築士の資格を有する者であり、かつ、管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として7年以上の下水道事業又は農業集落排水等下水道類似施設における設計、調査(ただし、試験研究に関する調査を除く。)、耐震診断の業務に係る実務経験を有する者)であること。
- ④ 管理技術者及び主な担当技術者(暫定担当技術者であるものを除く。)については、管理技術者又は担当技術者としての手持業務(契約金額が500万円以上の業務に限る。)が10件以下であること。ただし、主な担当技術者(暫定担当技術者であるものを含む。)とは次の職種とする。

□土木 □建築 ■機械 ■電気 ※ ■は主な担当技術者の職種とする。

3. 技術提案書を特定するための評価基準

評価にあたっては、配置予定の管理技術者にヒアリング(令和元年9月19日(木)を予定。)を実施する場合がある。

- (1) 技術者の経験及び能力
配置予定の技術者の資格、同種業務の経験、手持ち業務の状況、担当した業務の業務成績、表彰及び継続教育学習(CPD)
- (2) 業務の実施方針及び手法
業務説明書等の理解度、実施方針の妥当性、提案の的確性・独創性・実現性、工程計画及び動員計画の妥当性

4. ヒアリング対象者を選定するための評価基準

- (1) 会社の実績及び能力
会社の保有する技術者の状況、同種業務の実績、受注した同種業務の業務成績
- (2) 技術者の経験及び能力
配置予定の技術者の資格、同種業務の経験、手持ち業務の状況、担当した業務の業務成績、表彰及び継続教育学習(CPD)
- (3) 業務の実施方針及び手法
業務説明書等の理解度、実施方針の妥当性、提案の的確性・独創性・実現性、工程計画及び動員計画の妥当性

5. 手続等

- (1) 担当部局
〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-27 湯島台ビル4階
日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所 契約課
電話03-3818-1212 FAX 03-3818-3524
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
 - ① 交付期間 令和元年8月21日(水)から令和元年9月4日(水)までの10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
 - ② 交付場所 〒113-0034 東京都文京区湯島3-26-9 インテリジェントビル湯島イササカ5F
(一財)下水道事業支援センター 事業部
電話 03-6803-2685 FAX 03-6803-2539
 - ③ 交付方法 交付にあたっては、実費を徴収する。(郵送(託送を含む。))による交付を希望する場合は(2)②にFAXにより申し込むこと。この場合においては郵便振替により実費を徴収する。)
- (3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2(2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている者とする。

(4) 参加表明書の提出期間並びに提出場所及び方法

- ① 提出期間 令和元年8月21日(水)から令和元年9月4日(水)までの10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
- ② 提出場所 上記5.(1)に同じ
- ③ 提出方法 持参すること。(郵送、電送等によるものは受け付けない。)

(5) 技術提案書の提出期間並びに提出場所及び方法

- ① 提出期間 上記5.(4)①に同じ
- ② 提出場所 上記5.(1)に同じ
- ③ 提出方法 上記5.(4)③に同じ

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 納付
(保証金取扱店 みずほ銀行新橋支店)。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 技術提案書の無効

本公示に示した参加資格を満たさない者の提出した技術提案書並びに参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした者の提出した技術提案書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 今回対象業務に直接関連する他の業務の契約を今回対象業務の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(6) 当該業務は今後、日本下水道事業団が公告又は公示する案件において管理技術者の手持業務の対象とする。ただし、当該業務の契約金額が500万円未満の場合は、この限りではない。

(7) 本業務のうち次の職種は今後、日本下水道事業団が公告又は公示する案件において担当技術者(暫定担当技術者であるものを除く。)の手持業務の対象とする。ただし、当該業務の契約金額が500万円未満の場合は、この限りではない。

土木 建築 機械 電気 ※ は主な担当技術者の職種とする。

(8) 技術提案書の業務実施方針及び手法において、いずれかの項目が評価C(劣る)の評価となった場合は特定しない。

(9) 関連情報を入手するための窓口 上記5.(1)に同じ

(10) 担当技術者(暫定担当技術者であるものを含む。)の補助として副担当者を配置することができる。

(11) 副担当者の資格要件は、別紙2. に示す。

(12) 詳細は説明書による。